

小国材利用普及促進事業（住宅等）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、小国町の面積の半分以上を占め、地域の重要な資源である小国杉・桧を活用した小国町の産業振興の活性化を図り、消費者により広く小国杉・桧材をPRする事で小国杉・桧材の需要と価格の安定化、強いては森林の公益的機能の維持増進に繋げることを目的とし、小国材利用普及促進支援事業補助金交付要綱（令和4年7月20日告示第33号）（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義及び証明）

第2条 この要領における「小国材」とは、小国町内の製材所等で製材・加工された杉又は桧のことをいう。

2 「小国材」であることは、次の各号の証明により成立するものとする。

（1）原木証明

製材所等は、小国町産原木出荷証明申請を小国町森林組合へ提出し、小国町森林組合はそれを証明する。

（2）木材証明

第1号の証明を受領した製材所等は、その証明に基づき施主に対して小国町産木材証明を納品時に発行するものとする。

（交付対象者）

第3条 交付要綱第3条に規定する交付の対象者は、小国町産木材証明のある小国材を使用して建築物を建てる施主とする。

（交付条件）

第4条 交付を受けようとする者は、次の各号の要件を満たすものとする。

（1）建築物は、一般住宅、店舗、賃貸住宅等の木造建築物であること。

（2）設計会社、建築士、工務店などと建築に係る請負契約を締結し、第7条に定める期間内に小国材の納品及び費用の支払が完了していること。

（3）小国材を全体の木材比率で50%以上使用した新築を行った物件で、新築に係る小国材材料費（運賃及び消費税を除く）が50万円以上であること。

（4）施行期間中は普及啓発用備品を施工現場に設置するなど、小国材の普及啓発に協力すること。

（5）建築物完成後は、住宅内覧会、PRイベント等に協力し、かつ、写真の提供にも応じること。

（6）他の補助金（交付金）等の交付を受けていないこと。

2 前項第2号の支払の完了は、交付決定後に行うものとする。

(交付金額)

第5条 交付金額は、小国材材料費の30%以内とし、上限は次のとおりとする。

(1) 小国町内 25万円以内

(2) 小国町外 15万円以内

2 交付する材料費は、運賃及び消費税を除き、かつ、千円未満は切捨てとする。

3 第1項の小国町内、小国町外の定義は次によるものとする。

(1) 小国町内とは、小国町内に建築物を建てる小国町内に住所を有する施主、又は建築後に小国町内に住所を有する施主とする。

(2) 前号によらないものを小国町外とする。

(手続を行える者)

第6条 この事業において、申請等の手続を行えるものは交付対象者である施主本人又は施主から指定された代理人とする。

(事業の実施期間)

第7条 第4条第1項第2号に定める期間は、事業年度の4月1日から3月20日までとする。

(交付申請)

第8条 交付要綱第5条の交付申請書は、別記様式第1号による。

2 交付申請書に添付する関係書類は、次の各号に定めるものとする。

(1) 施主本人による申請の場合

ア 収支予算書（別記様式第2号）

イ 事業明細書（別記様式第3号）

ウ 建築工事請負契約書（写し）

エ 建築物に使用する全木材の材積を確認できる書類

オ 小国町内の製材所等から発行された見積書

（発行日、全木材の規格と材積、金額が記載されたもの）

(2) 代理人による申請の場合

ア 代理人届出書兼事業明細書（別記様式第4号）

イ 代理人誓約書（別記様式第5号）

ウ 前号のア及びウからオの書類

(交付の決定)

第9条 交付要綱第6条の交付決定通知書は別記様式第6号による。

(実績報告)

第10条 交付要綱第9条の実績報告書は、別記様式第7号による。

2 実績報告書に添付する関係書類は、次の各号に定めるもの及び次条第1項に定めるものとする。

- (1) 収支精算書（別記様式第8号）
- (2) 建築物に使用した全木材の材積を確認できる書類
- (3) 製材所が納品した全木材の材積と金額が分かる書類（写し）
- (4) 小国町内の製材所等が発行した領収書（写し）
- (5) 小国町産原木出荷証明書（写し）
- (6) 小国町産木材証明書（写し）
- (7) 施工中の木材構造が分かる写真2枚

（補助金の交付）

第11条 補助金の交付は、交付要綱第11条各項の規定によらず、補助金交付請求書（別記様式第9号）により行うものとする。

2 補助金交付請求書には通帳の写しなど、振込口座と名義人が確認できる書類を添付するものとする。

（交付額の確定）

第12条 前2条の書類を受理したときは、内容を精査の上、補助金の額を確定し、交付確定通知書（実施要綱第10号様式）により通知する。

（建築物完成後）

第13条 建築物が完成した場合、内観1枚・外観1枚の写真を提出するものとする。

（補助金の取消し等）

第14条 実施要項第12条のほか、次の各号に該当する場合は補助金の決定を取り消す。

- (1) 契約を取り消した場合又は、施工しなかった場合
- (2) 本人から辞退の申出があった場合
- (3) 実施要領に定められた事項のうち、虚偽の手続を行った場合

2 前項第2号の手続は、実施要綱第7条の手続に準じる。

（その他）

第15条 この要領の定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

第1条 この要領は、公布の日から施行し令和8年4月1日より適用する。

2 令和8年度に限り、第4条第2項の規定に係わらず、令和8年4月1日から令和8年7月31日までに支払が完了している場合も交付対象とする。